

越 監 公 表 第 2 9 号

令和5年（2023年）8月23日付けで提出された越谷市職員措置請求について、地方自治法第242条第5項の規定により監査を実施したので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年10月18日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 畑 谷 茂

越谷市監査委員 清 田 巳喜男

越谷市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

市内在住の個人1名

2 請求の内容

令和5年8月23日に提出のあった越谷市職員措置請求書による請求の内容は別紙（別添1）のとおりであり、その主旨等は次のように解した。

（1）請求の主旨

地方自治法（以下「法」という。）の規定により、市長及び請求対象職員が「一般社団法人越谷市観光協会」（以下「観光協会」という。）に「行政財産使用許可書」を発出しているが、本件団体による「法令違反」、「条例違反」、「規則違反」、「目的外使用許可違反」の違法行為が行われていることが周知であるにもかかわらず、使用許可を取り消すことなく看過している。

「法第242条」及び「憲法第94条」「財産の管理を怠る事実」に基づき本件事案を放置した市長及び職員に対し、越谷市に与えた損害の支払いを命じる勧告を求める。

ア 請求の要旨

- （ア） 令和5年（2023年）3月6日付け越経第1795-1号「行政財産使用許可書」の「取消通知」の発布請求。
- （イ） 令和5年（2023年）3月6日付け越経第1795-3号「越谷市行政財産使用料減免承認書」の「取消通知」の発布請求。
- （ウ） 令和5年（2023年）4月1日付け越経第97号「一般社団法人越谷市観光協会補助金交付決定通知書」の「取消通知」の発布請求。

イ 対象物件

（ア） 種類 土地

- （イ） 所在地
- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| a | レイクタウン四丁目1-3の一部 | 103.50㎡ |
| b | レイクタウン四丁目1-4の一部 | 3,918.82㎡ |
| c | レイクタウン四丁目1-5 | 240.28㎡ |
| d | レイクタウン四丁目1-6の一部 | 538.25㎡ |

(2) 個別外部監査契約に基づく監査の要求

本件は、市長及び職員の連帯責任に関わる重大な事案であるので、法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

(3) 事実を証する書面の提出

事実を証する書面として、下記の資料が提出された（内容の掲載は略）。

- ・「行政財産使用許可書（令和5年3月6日付け越経第1795-1号）」の写し
- ・「越谷市行政財産使用料減免承認書（令和5年3月6日付け越経第1795-3号）」の写し
- ・「一般社団法人越谷市観光協会補助金交付決定通知書（令和5年4月1日付け越経第97号）」の写し
- ・「営業許可書（令和3年3月29日付け）」の写し
- ・本件請求に係るバーベキュー場を紹介するホームページの写し
- ・観光協会に係る「収支計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）」の写し
- ・市長への手紙回答（2023年7月5日付け）の写し
- ・自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について（昭和42年3月3日・厚生省環境衛生局長通知）の写し
- ・「陳情書（令和5年6月5日付け、越谷市市議会議長宛て）」の写し
- ・施設基準の要点(飲食店営業(自動車)の場合)（令和3年6月1日現在、越谷市保健所生活衛生課）
- ・食品衛生に関する条例施行規則（埼玉県規則）
- ・「公文書非公開決定通知書（令和5年6月19日付け越経第249号）」の写し
- ・「公文書非公開決定通知書（令和5年8月14日付け越経第596号）」の写し
- ・写真12葉
- ・越谷市火災予防条例（抜粋）
- ・使用料等のあり方に関する基本方針（令和元年7月、越谷市）
- ・地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月、総務省）
- ・越谷市景観計画（平成25年3月、越谷市）（抜粋）

(4) 暫定的な停止勧告の申立て（追加提出）

令和5年9月22日に、請求人から、本件請求に係る監査委員による勧告手続が終了するまでの間、法第242条第4項に基づいて、当該違法パーベキュー営業を暫定的に停止するよう市長に勧告することを求める旨の文書の提出があった。

第2 請求の受理

本件請求（第1-2（4）の申立てを除く。）について、法第242条所定の要件を具備している内容があると判断し、令和5年9月4日付けで受理した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査の取扱い

請求人は、本件請求について個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、外部の専門知識を有する者を必要とする特段の理由はないと判断し、監査委員による監査とした。

第4 暫定的な停止勧告の取扱い

法第242条第4項に規定する暫定的な停止勧告制度は、監査の結果が確定する以前の暫定的な措置であり、請求人からの申立ての有無にかかわらず、住民監査請求受理後速やかに同項所定の要件を全て満たすかどうか検討し、満たす場合に、監査の手続が終了するまでの間、当該財務会計行為を停止すべきことを監査委員が勧告することができるとするものである。

同項所定の要件とは、①当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、②当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、③当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるとき、である。暫定的とはいえ、財務会計行為の停止という行政活動に重大な影響を与えるものであることから、当該行為が違法であると思料するに足りる「相当な理由」については、社会通念上、客観的にみて合理的な場合をいい、相当程度具体的な証拠に基づいて違法であることが疎明される必要があると解されている。

本件請求に係る行為についてこれらの要件を満たすかを検討したが、受理決定の時点で、当該財務会計行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があることの客観的な証拠は見受けられず、当該行為の停止に緊急性があるとも認められないことから、暫定的停止勧告は行わないことと決定した。

なお、その後、請求人から暫定的な停止勧告を求める申立ての追加があったが、当初の決定に影響するような事情はないと判断した。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容を踏まえ、本件監査の対象事項を以下のとおりとした。

(1) 市が観光協会に使用を許可し、使用料を免除している次の公有財産（行政財産）である土地（以下「本件土地」という。）について、違法又は不当な財産の管理、処分を行っている事実があるか。

- ・越谷市レイクタウン四丁目1-3の一部
- ・越谷市レイクタウン四丁目1-4の一部
- ・越谷市レイクタウン四丁目1-5
- ・越谷市レイクタウン四丁目1-6の一部

(2) 市が観光協会に行っている補助金（以下「本件補助金」という。）の交付は、違法又は不当な公金の支出であるか。

2 監査対象部局

環境経済部 経済振興課

3 監査対象部局に対する調査

(1) 書類等の審査

環境経済部経済振興課に提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等の審査を実施した。

(2) 関係職員に対する事情聴取

経済振興課長、経済振興課地域産業推進室長及び経済振興課地域産業推進室主幹に対して、令和5年9月25日に請求内容の事実関係について事情聴取を実施した。

4 現地調査

本件土地の現況確認を行うため、令和5年9月27日に現地調査を実施した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和5年9月22日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から請求書の内容又は要旨を説明する陳述があり、その主な大要を次のように解した。なお、新たな証拠の提出はなかった。

- ・観光協会への補助金は、法第232条の2に規定されている「公益上必要がある場合」に当たるか疑問である。

- ・観光協会に対し行政財産の使用を許可する必要があるのか、観光協会は違法行為を行っているため、当該許可を取り消すべきである。
- ・観光協会は本件土地を無償で使用しているにもかかわらず、収益を得ている。また、バーベキュー事業に係る管理費等は、観光協会への補助金が充てられている。一方、事業により得た収益は、市に納入していない。
- ・バーベキュー事業者の営業許可書では、「営業車の保管場所の所在地」が「市内一円」となっており、レイクタウン四丁目1-4での営業は認められていない。
- ・営業許可書に記載されている営業車の「保管場所」が、仮に「レイクタウン四丁目1-4」となっている場合には、「私権を設定してはならない」という法第238条の4第1項の規定に反しており、不法占拠に当たる。
- ・市長への手紙の回答では、「衛生管理について適正に取り組んでいる」と回答しているが、ゴミ置き場にはネズミが繁殖しており、不衛生で食品を扱うような場所ではない。
- ・バーベキュー用のコンロを不燃性ではない人工芝の上に設置しており、これは越谷市火災予防条例に反している。人工芝は焦げた跡があるため不燃ではない。
- ・焼きそば調理用のプレートは、施設の水道で洗い再利用しており、営業許可の条件に反している。
- ・観光協会の職員が不在の時間もバーベキューの営業を行っており、トイレの使用やその入口及び門の鍵の管理をバーベキュー事業者に任せていることは転貸に当たるため、使用許可条件第7条第2項に反すると考える。
- ・人工芝の敷設やテントの設置、衝立の工作等の原状変更がされているが、行政財産原状変更承認書は文書不存在であり、越谷市財産規則（以下「財産規則」という。）に定める手続がとられておらず、財産の管理を怠る事実にあたる。
- ・法令違反、条例違反等を繰り返している団体に対し寄附又は補助をすることは、「公益上必要がある場合」には該当しないと考える。
- ・本件土地の使用許可は、議会への議決を経たおらず、また、使用許可をしていないバーベキュー事業者に本件土地を使用させており、観光協会に対し使用料を減免する必要性は認められない。適正な対価を徴収すべきと考える。

6 監査対象部局の弁明

市長に対して、弁明書の提出を求めたところ、令和5年9月15日に弁明書の提出があり、その内容は以下のとおりである。

(1) 弁明書の内容（主張部分。その他の部分は別紙（別添2）のとおり）

〔弁明事実〕

ア 行政財産の表示（略）

イ 公有財産の状況

本件土地は、越谷レイクタウン水辺のまちづくり館（以下「水辺のまちづくり館」という。）の敷地である。

ウ 公有財産の取得の経緯

(ア) 水辺のまちづくり館は、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）が市及び越谷市土地開発公社（以下「公社」という。）から各所有地の使用貸借を受け、越谷レイクタウン地区のまちづくりのPR及び大相模調節池を利用する方々や地域住民の方々の交流・地域の拠点施設として使用することを目的として設置したもので、平成21年4月25日に開館し、開館当時の管理運営は、UR都市機構から委託を受け、株式会社（名称略）が行っていた。

市は、その所有地（現在の越谷市レイクタウン四丁目1-5の土地及び同1-6の土地）の使用貸借に当たり、平成20年6月6日付けでUR都市機構に使用貸借させることとし、当該使用貸借期間の満了に伴い、UR都市機構から原状に回復して返還を受けることとなっていた。

ところが、平成25年7月29日付けで、UR都市機構から使用貸借期間満了後においても、水辺のまちづくり館を引き続き、市で活用してほしいとの要望があり、市へ譲渡したい旨の協議の申し入れがあった。

これを受け、市は、UR都市機構と協議を行った結果、水辺のまちづくり館を市域全体のまちづくり及び情報発信の拠点施設として、引き続き利用することとし、UR都市機構に対し、平成25年8月7日付けで水辺のまちづくり館を現況有姿により無償譲渡を求める旨の回答をした。

そして、市は、平成26年2月20日付けでUR都市機構と施設等譲渡契約を締結し、同年4月1日付けでUR都市機構から水辺のまちづくり館の無償譲渡を受けたものである。

(イ) 越谷市レイクタウン四丁目1-3の土地は、公有地の拡大の促進に関する法律に基づく先買いにより公社が所有していた土地である。市は、平成26年7月1日付けで公社から事業用地の買取りに関する協定書の協議の依頼を受け、平成26年12月4日付けで公社と

事業用地の買取りに関する協定書を締結し、令和2年3月23日付けの買取りをもって、その全部を取得しているものである。

- (ウ) 越谷市レイクタウン四丁目1-4の土地は、公有地の拡大の促進に関する法律に基づく先買いにより公社が所有していた土地である。

市は、まず、平成26年4月1日付けで持分428382分の87075を公社から買取りをした。その後、同年7月1日付けで公社から事業用地の買取りに関する協定書の協議の依頼を受け、同年12月4日付けで公社と事業用地の買取りに関する協定書を締結し、平成27年3月26日付けで持分428382分の13154を買取りし、その後の公社からの複数回の買取りにより、令和2年3月23日付けの買取りをもって、その全部を取得しているものである。

- (エ) 越谷市レイクタウン四丁目1-5の土地については従前地は見田方遺跡公園用地として、越谷市レイクタウン四丁目1-6の土地については従前地は斎場用地として、それぞれ市が所有していた土地であり、平成26年11月15日付け土地区画整理法に基づく換地処分により現在の位置にそれぞれ換地されたものである。

エ 本件土地を行政財産としている理由

- (ア) 法第238条第3項では、公有財産を行政財産と普通財産に分類することとされ、同条第4項においては「行政財産」とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、「普通財産」とは、行政財産以外の一切の公有財産をいうとされている。

そして、「公用に供する財産」とは、地方公共団体がその事務を執行するため直接使用することを本来の目的とする公有財産であり、「公共用に供する財産」とは、住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とする公有財産をいうと解される。

- (イ) 水辺のまちづくり館が位置する越谷レイクタウン地区は、第4次越谷市総合振興計画において、市の中心核（越谷駅・南越谷駅周辺）を補完する副次核として位置付けられており、「レイクタウン整備事業用地」（拠点施設用地）として、特性に応じた都市基盤の整備・充実に努めるものとされていた。

ただし、具体的な整備時期、規模、整備手法等は未定であったため、UR都市機構から水辺のまちづくり館の譲渡の申入れがあった際、市はそれに応じることとし、具体的な整備が行われるまでの間、暫定的な利用を図ることとした。

- (ウ) 水辺のまちづくり館は、大相模調節池に隣接するとともに、年間約5,000万人の集客がある越谷レイクタウン地区に位置するため、その立地を活かした利用方法について具体的な検討を行った。
- (エ) そして、水辺のまちづくり館の無償譲渡を受けるに当たり、平成26年1月31日付けで、その活用方針として、「財産の分類を普通財産とし、その活用については、観光協会に財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第1号の規定により、無償貸付をし、その建物内に観光協会の事務所を置き、市の観光拠点とするとともに、UR都市機構が行ってきた事業や関係団体等のつながりを継承しつつ、隣接する大相模調節池を活用した多彩な事業を展開し、観光推進と賑わいの創出を図ること」を決定した。
- (オ) この水辺のまちづくり館の活用方針を踏まえ、市は、「事務所、観光・物産の振興、地域の賑わいと活性化」を使用目的として、観光協会に対し、平成26年4月1日付けで水辺のまちづくり館を貸し付けることとし、同日付けで建物貸付契約を締結し、無償にて1年間、水辺のまちづくり館の貸付けを行っている。平成27年4月1日以後は、市は、観光協会と1年ごとに建物貸付契約を締結することにより、水辺のまちづくり館の無償貸付期間を更新し、現在に至っている。
- (カ) 上述のとおり、水辺のまちづくり館については観光協会に貸し付け、事務所、観光・物産の振興、地域の賑わいと活性化のために使用させることとしたことに伴い、市は、UR都市機構が従前、水辺のまちづくり館の敷地として一体的に本件土地を使用していたことを踏まえ、本件土地を水辺のまちづくり館の敷地として使用させることとしたものであるが、前述のとおり、本件土地については、「レイクタウン整備事業用地」（拠点施設用地）として、特性に応じた都市基盤の整備・充実を図るものとし、具体的な整備が行われるまでの間、暫定的な利用を図っていたものであったことから、「公用又は公共用に供することと決定した財産」であるとの判断により、行政財産としたものである。

オ 本件土地に係る行政財産使用許可の理由

- (ア) 法第238条の4第1項においては、「行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、…、又はこれに私権を設定することができない」と規定し、行政財産は、当該財産が供されている行政目的に沿って使用収益させなければならないと

いうその設置目的から、原則として当該地方公共団体以外の者にこれを使用させてはならないものとされている。

- (イ) しかしながら、行政財産の中には、本来の用途又は目的外に使用させても、まったく支障がないものや、場合によっては、その行政財産自体の効用をさらに生かせるものもあることから、同条第7項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」ものとしている。
- (ウ) 前述のとおり、本件土地については、「レイクタウン整備事業用地」（拠点施設用地）として、その具体的な整備が行われるまでの間、暫定的な利用を図るものとする「公用又は公共用に供することと決定した財産」であることから、当該整備がなされるまでの間は、行政財産の使用許可により、その用途又は目的を妨げることはないものである。
- (エ) また、本件土地については、水辺のまちづくり館と一体として使用されてきた経緯があり、水辺のまちづくり館を事務所として観光・物産の振興、地域の賑わいと活性化のための事業を行う観光協会において、当該事業のために一体的に使用することで、市の行政に貢献する機能を果たせるものと考えられることから、市は、令和5年2月28日付けで財産規則第20条第1項の規定により観光協会から提出された行政財産使用許可申請書に対し、同年3月6日付けで法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用を適当と認める決定をしたものである。

〔請求の要旨に対する反論〕

ア 令和5年（2023年）3月6日付け越経第1795-1号「行政財産使用許可書」の「取消通知」の発布を請求するとの主張について

- (ア) 請求人は、上述の行政財産の使用許可による本件土地の利用者である観光協会が、①収益事業のために本件土地を不法に株式会社Aに占有利用させており、また、②財産規則で定める行政財産原状変更申請書の提出をなせずに本件土地の原状を変更していることが財産規則及び行政財産使用許可書に係る条件違反であると主張し、行政財産の使用許可取消しを求めている。
- (イ) ①収益事業のために本件土地を不法に株式会社Aに占有利用させていることが使用許可に係る条件違反であるという主張について、以下反論する。

観光協会は株式会社Aとの間において、令和3年4月1日付けでバ

ーベキューサービス（以下「BBQ」という。）の運營業務に係る業務委託契約を締結し、以後本件土地の一部において株式会社AにBBQを提供させている。

これについては、観光協会は、「観光・物産の振興並びに地域の賑わいと活性化」という行政財産の使用許可に係る使用目的にかなう事業としてBBQを行っており、また、株式会社Aは、観光協会との業務委託契約に基づき、本件土地の一部においてBBQを提供させているに過ぎないものである。

そもそも、観光協会におけるBBQの運營業務に係る業務委託は、平成26年度から実施されているものであるが、本件土地の使用について、令和2年度に覚書による使用から行政財産の使用許可による使用に変更したのは、さいたま地方裁判所令和元年5月29日判決において、観光協会による本件土地の使用は「目的外使用許可」により対応すべき旨の判断がなされたことから、あくまでも地方公共団体として手続の疑義を解消するためになしたものであり、本件土地の一部におけるBBQについて、その業務の受託者に特別な使用権を付与しているものではないという実態は何ら変わるものではない。

したがって、観光協会は、財産規則に基づく行政財産の使用者として、財産規則第22条第2項第2号及び行政財産使用許可書第7条第2項の規定による「他の者に使用させてはならない」との条件に何ら違反しているものではない。

(ウ) ②財産規則で定める行政財産原状変更申請書の提出をなせずに本件土地の原状を変更していることが使用許可に係る条件違反であるという主張について、以下反論する。

請求人は、本件土地の一部において、観光協会が①分電盤を設置し、②ウッドデッキを工作し、③人工芝を敷き、④テントを設置し、⑤キッチンカー横に衝立及び屋根を工作し、⑥ゴミ箱を設置することにより行政財産の原状を変更しているとし、それらの変更について、原状変更承認がなされていないことは財産規則に違反していると主張する。

この点、財産規則第23条第1項においては、「使用者は、行政財産の原状を変更し、又は工作を加えようとするときは、行政財産原状変更申請書を市長に提出しなければならない。」と定めているが、⑥のゴミ箱については、本件土地の一部において、観光協会が物品として据え置き、使用しているだけであることから、原状を変更し、又は工作を加える行為には該当しない。また、②のウッドデッキについては撤去済みであり、現在においては存在しないものである。

一方で、分電盤の設置、人工芝の敷設、テントの設置並びに衝立及び屋根の設置（以下これらを「分電盤の設置等」という。）については、土地に定着させるための一定の工事を伴うものとなっており、容易に原状に回復できない程度に変更しているものであることを鑑みると、原状を変更し、又は工作を加える行為に該当することから、同項の規定による原状変更等に係る手続をとる必要があったものである。

しかしながら、行政財産使用許可書の第7条第1項においては、「使用者は、使用財産の原状を変更し、又はこれに工作を加えてはならない。ただし、あらかじめ書面により承認を受けた場合は、この限りでない。」と定めていることから、分電盤の設置等について、市は、観光協会に対して協議書を提出させ、その設置について承認したものである。

このことから、財産規則第23条第1項に定める様式を使用しての観光協会による原状変更等に係る承認申請手続はなされてはいないものの、観光協会との書面による協議及び承認という形で、市は、観光協会が行う行政財産の原状変更等の内容を十分に把握し、その実施についての判断を適切に行っていたといえるのであるから、分電盤の設置等による原状変更等について財産規則に違反しているとまではいえないものであるし、財産の管理を怠る事実はないものである。

イ 令和5年（2023年）3月6日付け越経第1795-3号「越谷市行政財産使用料減免承認書」の「取消通知」の発布を請求するとの主張について

（ア） 請求人は、観光協会は公益上、行政財産使用料の減免申請を承認する必要がある団体とは認められないし、法令違反を行っている」と主張し、行政財産使用料の減免承認の取消しを求めている。

（イ） この点、行政財産の使用許可に当たっては、法第225条において「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」とされている。

これを受け、市は、越谷市行政財産の使用料に関する条例（以下「使用料条例」という。）第2条において「法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない」として、行政財産の使用許可を受けた者に対する使用料の納付義務を定めている。

（ウ） ただし、使用料条例第5条において、一定の要件に該当する場合

における使用料の減額及び免除について定めており、同条第1号に規定する「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため行政財産を使用するとき」においては、使用料を減額し、又は免除することができるものとしている。

同号に規定する用語については、特段、使用料条例において定義規定は設けられていないが、「公共的団体」とは、法人格の有無を問わず、公共的な活動を営むものをいうもので、例えば、農業協同組合・消費生活協同組合などの産業経済団体、青年団、婦人会などの文化事業団体、日本赤十字社などの厚生社会事業団体などが公共的団体と解される。

- (エ) 観光協会は、昭和42年12月に任意団体として設立され、平成25年12月24日に一般社団法人に移行し、市における観光に関する計画をつくり推進するとともに、市並びに関連する事業者、団体等との密接な連携のもと観光と産業の健全な発展を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とし、これを達成するため観光振興に寄与する各種行事の実施及び支援その他の事業を行っている。

そして、市は、観光事業と観光開発の促進をし、併せて市民の文化厚生の上昇及び産業経済の進展に寄与することを目的として、観光協会に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付している。

観光協会は、市からの補助金を活用し、「越谷花火大会」、「田んぼアート事業」などの本市を代表するイベントや「レイクタウンポートパーク」など大相模調節池を活用した水辺利活用を推進する事業、さらには、鉄道会社と連携したまち歩き（ハイキング）など地域資源を活用した観光事業を実施しており、この補助金の交付目的に大きく寄与しているところである。また、市は、観光協会の公共性の高い事業の重要性に鑑み、これらの事業に企画段階から協議に加わるなど、事業運営に協力もしている。

よって、観光協会は、公共的な活動を営む「公共的団体」に該当するものと解する。

なお、行政財産の管理は、法第149条第6号により市長の権限とされていることから、その使用許可に当たり、条例の解釈運用において、何が公共的団体であるかの判断をするのも、当然に市長の権限に属するものと解する。

- (オ) 次に、「公共用」に供するとは、公共活動に供されるもので、保育

所、公園敷地、公民館等に供される場合をいうものと解される。

観光協会による行政財産の使用用途については、本件土地の使用は、観光・物産の振興並びに地域の賑わいと活性化のために使用するものとして、これを許可するものであり、本件土地は、観光振興事業の拠点たる水辺のまちづくり館の駐車場として使用するのみならず、各種観光振興事業の実施場所などとして、地域住民のみならず、当市への観光者などの一般の利用に供しているものであることから、「公共用」に該当するものと解する。

- (カ) したがって、観光協会から、令和5年2月28日付けで越谷市行政財産の使用料に関する条例施行規則（以下「使用料条例施行規則」という。）第3条第1項の規定による越谷市行政財産使用料減免申請書が提出されたことから、使用料条例第5条第1号に該当するものとして、使用料条例施行規則第2条第1項第1号の規定により、令和5年3月6日付けで行政財産使用料の免除を承認したことについて、条例違反はない。
- (キ) なお、請求人は、法令違反を行っている団体に対しては、使用料を減免する必要がなく、適正な対価として使用料を徴収すべきであると主張するようであるが、この点に関しては、次の項目において反論する。

ウ 令和5年（2023年）4月1日付け越経第97号「一般社団法人越谷市観光協会補助金交付決定通知書」の「取消通知」の発布を請求するとの主張について

- (ア) 請求人は、法第232条の2の規定を挙げた上で、観光協会が「公益上必要がある団体」とは認められないし、法令違反を行っていると主張し、補助金の交付決定の取消しを求めている。
- (イ) この点、法第232条の2においては、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。なお、公益上必要があるかどうかの認定については、全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならないとされている。
- (ウ) このことを踏まえ観光協会について考えるに、前述したとおり、観光協会は一般社団法人として、市における観光に関する計画をつくり推進するとともに、市並びに関連する事業者、団体等との密接な連携のもと観光と産業の健全な発展を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的としており、これを達成

するため観光振興に寄与する「越谷花火大会」、「田んぼアート事業」等の各種行事の実施及び支援その他の事業を行っている団体であり、その事業実施のための補助をすることは、まさに「公益上必要がある場合」に該当するものであると言える。

したがって、一般社団法人越谷市観光協会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和5年度の一般社団法人越谷市観光協会補助金の交付決定をしたことに法令違反はない。

(エ) なお、観光協会について、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第19条第1項各号において定めている補助金の交付決定に係る取消事由に該当するものはないことを付言する。

さらにいえば、請求人は、法令違反を行っている団体への補助金の交付は、「違法な公金の支出」に当たると主張するとともに、法令違反を行っている団体に対しては、使用料を減免する必要がないと主張しているようであるが、そもそも実際に観光協会に法令違反に該当する事実は確認されていないのであり、請求人の主張の失当たることは明らかであるが、万一観光協会に法令違反の事実が認められたとしても、当該事実を根拠に、市の財務会計上の行為が違法・不当となるわけではないのであり、請求人の主張の失当たることは明らかである。

以上のとおりであるから、本件土地に係る行政財産の使用許可及び使用料の減免について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実はなく、また、本件補助金の交付について、違法又は不当な公金の支出はないものである。よって、損害もない。

(2) 証拠書類の提出

証拠書類として、下記の資料が提出された（内容の掲載は略）。

- ・不動産登記簿謄本（本件土地）の写し
- ・公図（本件土地）の写し
- ・土地台帳の写し
- ・業務委託契約書の写し
- ・建物貸付契約書の写し
- ・第4次越谷市総合振興計画の写し（18頁から21頁まで）
- ・行政財産の原状変更に係る協議書の決裁の写し
 - ① 分電盤関係
 - ② ウッドデッキ・人工芝・テント関係
 - ③ キッチンカー横の衝立及び屋根関係

第6 監査の結果

1 事実の確認

(1) 公有財産に関する法的構成について

公有財産は、行政財産と普通財産に分類される（法第238条第3項）。行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう（同条第4項）。

公有財産を他の者に使用させる場合、行政財産については、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、貸付けと目的外使用許可の2つの方法により使用させることができる（法第238条の4第2項から第4項及び第7項）。手続及び管理方法については、財産規則において定められている。

(2) 本件土地について

ア 財産の登録状況

令和5年9月6日現在、本件土地は、下記のとおり財産台帳に登録されている。

用途	レイクタウン整備事業（拠点施設）	
分類	行政財産	
所管	経済振興課	
所在地 面積	レイクタウン四丁目1-3の一部	103.50㎡
	レイクタウン四丁目1-4の一部	3,918.82㎡
	レイクタウン四丁目1-5	240.28㎡
	レイクタウン四丁目1-6の一部	538.25㎡

イ 本件土地の使用状況

本件土地については、「レイクタウン整備事業用地」（拠点施設用地）として、特性に応じた都市基盤の整備・充実を図るものとし、「公用又は公共用に供することと決定した財産」であるとの判断により行政財産としている。現状、具体的な整備が行われるまでの間、暫定的な利用を図ることとして、水辺のまちづくり館の敷地として使用している。

水辺のまちづくり館については、UR都市機構から無償譲渡を受けるに当たって活用を検討し、観光協会に貸し付け、事務所、観光・物産の振興、地域の賑わいと活性化のために使用させることとした。これに伴い、本件

土地についても、UR都市機構が従前、水辺のまちづくり館の敷地として一体的に使用していたことを踏まえ、観光協会に使用させており、主に、水辺のまちづくり館の建物用地や来訪者のための駐車場、バーベキュー事業の飲食スペースなどとして使用されている。

ウ 本件土地の使用に係る経緯

これまでの経緯について、主なものを記載する。

- ・平成26年4月1日 公社から越谷市レイクタウン四丁目1-4の土地の一部を買取り（以後順次買取り）
- ・同日 観光協会との建物貸付契約締結に伴い、観光協会に水辺のまちづくり館の敷地として本件土地の無償使用を認め、覚書締結（1年ごとに更新）
- ・令和2年3月23日 公社から越谷市レイクタウン四丁目1-3及び1-4の土地の一部を買取り（本件土地の全てを買取り完了）
- ・令和2年4月1日 観光協会へ行政財産使用許可書及び行政財産使用料減免承認書を交付（1年ごとに更新）
- ・令和5年3月6日 観光協会へ行政財産使用許可書及び行政財産使用料減免承認書を交付（令和5年度分）

エ 行政財産の使用許可の手続

行政財産については、法第238条の4第1項において、原則として当該地方公共団体以外のもにこれを使用させてはならないとしているが、同条第7項において、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとしている。

本件土地については、レイクタウン整備事業（拠点施設）の具体的な整備が行われるまでの間、その用途又は目的を妨げない範囲で、市が観光協会に対して行政財産の目的外使用を許可している。その手続については、平成26年4月1日付け水辺のまちづくり館の建物貸付契約に伴い、観光協会に使用させる覚書を締結し、以後、1年ごとに同様の内容で更新していた。しかし、さいたま地方裁判所令和元年5月29日判決において、行政財産である本件土地の観光協会による使用は「目的外使用許可」により対応すべき旨の判断がなされたことを受け、令和2年度に行政財産の使用許可による使用に変更している。

令和5年度については、令和5年2月28日付けで観光協会から財産規

則第20条第1項の規定に基づき行政財産使用許可申請書の提出があり、同年3月6日付けで法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可している。なお、使用目的は、観光・物産の振興並びに地域の賑わいと活性化であり、使用許可期間は、同年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。

オ 行政財産使用料の取扱い状況

使用料については、法第225条において「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」とされており、使用料条例第2条において「法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない」と定められている。

ただし、使用料条例第5条では、一定の要件に該当する場合、「規則に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる」と定められており、同条第1号に規定する「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため行政財産を使用するとき」に該当する場合は、使用料を免除すると使用料条例施行規則第2条に定められている。

なお、手続については、使用料条例施行規則第3条第1項において「使用料の減額又は免除を受けようとする者は、越谷市行政財産使用料減免申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。」と定められている。

本件土地については、行政財産の目的外使用許可による使用に変更した令和2年度から使用料を免除している。令和5年度においても、観光協会から令和5年2月28日付けで行政財産使用料減免申請書が提出され、市は同年3月6日付けで使用料条例第5条第1号の規定により使用料の免除を承認している。

カ 原状変更の手続状況

財産規則第22条第2項第3号では、使用者の遵守事項として、「行政財産の原状を変更し、又は工作を加えないこと」と定められているが、「ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない」とされている。また、その手続として、財産規則第23条第1項では「使用者は、行政財産の原状を変更し、又は工作を加えようとするときは、行政財産原状変更申請書を市長に提出しなければならない。」と定められ、同条第2項にお

いて、市長は「速やかに申請書の内容を審査し、原状の変更又は工作を承認するときは、行政財産原状変更承認書により使用者に通知するものとする。」とされている。

本件土地については、バーベキュー事業実施のため、観光協会が分電盤の設置等（分電盤の設置、人工芝の敷設、テントの設置並びに衝立及び屋根の設置）を行っている。それらに当たっては、事前に観光協会からの申出があり、市と観光協会の間で書面による協議がなされているが、財産規則第23条の規定に基づく申請及び承認はなされていない。

キ その他

本件請求に係るバーベキュー事業について、食品衛生、防火管理の各所管庁から、営業の継続に関わるような法令違反について指導されているような事実は確認されなかった。

(3) 本件補助金について

ア 一般社団法人越谷市観光協会補助金の趣旨

本件補助金は、要綱に基づき、観光事業と観光開発の促進並びに市民の文化厚生の上昇及び産業経済の進展に寄与するため、観光協会に対して交付しているもので、観光協会の事業に要する経費、その他補助金を交付することが適当であると市長が認める経費を補助対象経費としている。

イ 一般社団法人越谷市観光協会補助金の交付手続

補助金の交付手続は、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則及び要綱に定められている。

観光協会は前年度の11月15日までに交付要望書を市長に提出し（要綱第4条）、市長は交付年度開始後速やかに補助金の内定額を観光協会に通知する（同第5条）。その後、観光協会は7月末日までに交付申請書を提出し（同第6条）、市長からの交付決定通知を受けて交付請求書を提出、概算払で補助金が交付される。

交付額の確定については、観光協会が補助事業の完了後30日以内（年度を超えることはできない。）に補助事業の成果を記載した報告書を市長に提出し（同第11条等）、これを受けて市長は補助金交付額を確定し、観光協会に通知する（同第12条）。

なお、毎年度、観光協会に対し、経済振興課において補助金交付に係る監査を実施している。

ウ 本件補助金の交付決定の経緯及び内容

令和5年度の補助金については、令和4年11月8日付けで補助金交付要望書が観光協会から提出され、令和5年4月1日付けで市長が補助金の内定額を通知し、同日付けで観光協会から補助金交付申請書の提出を受け、同日付けで市長が交付決定している。なお、補助対象事業としているのは、観光PR事業、田んぼアート事業、越谷花火大会事業等で、バーベキュー事業は含まれていない。その後、観光協会から同年5月15日付けで交付請求書の提出があり、同月24日に66,000,000円を概算払で交付している。

(4) 観光協会について

観光協会は、市における観光に関する計画をつくり推進するとともに、市並びに関連する事業者、団体等との密接な連携のもと観光と産業の健全な発展を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とし、これを達成するため観光振興に寄与する各種行事の実施及び支援その他の事業を行っている団体である。

(5) 本件土地等をめぐる前回の越谷市職員措置請求等について

本件土地及び水辺のまちづくり館の建物について市が観光協会に無償使用を認めていることなどの管理をめぐっては、本件請求の請求人から平成29年6月28日に越谷市職員措置請求書が提出され（以下、当該請求を「前回の監査請求」という。）、監査を行った経過がある。その後、同人から住民訴訟が提起された。

ア 住民監査請求の経緯

- ・平成29年6月28日 越谷市職員措置請求書 提出
- 平成29年8月22日 越谷市職員措置請求に係る監査結果 通知

監査結果

市が観光協会に公有財産を使用させている事実及び公有財産の使用において市が対価を徴収していない事実に違法性、不当性はない。また、違法又は不当に財産の管理を怠る事実もない。よって、請求人の請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

イ 住民訴訟の経緯

- ・さいたま地方裁判所 平成29年（行ウ）第42号
越谷市職員措置請求に係る違法不当な確認請求事件

平成29年9月12日 訴訟 提起

令和元年5月29日 棄却

- ・東京高等裁判所 令和元年（行コ）第179号
越谷市職員措置請求に係る違法不当な確認請求控訴事件
令和元年 6月 7日 控訴 提起
令和元年11月28日 棄却
- ・最高裁判所 令和2年（行ヒ）第93号
行政上告受理申立て事件
令和元年12月11日 上告受理申立て
令和2年 9月 8日 上告不受理決定

令和元年11月28日判決による東京高等裁判所の判断（本件土地に関する部分）

（ア） 行政財産の目的外使用許可の手続を経ずに土地を無償使用させていることの違法性について

越谷市が目的外使用許可の手続を経ずに本件各土地を使用させたことが、公物管理（一般行政上の管理）の観点からみて適切でないとしても、このことから直ちに財産的管理（目的物の財産的価値の維持・保全・実現を目的とする管理）を違法に怠ったとは認められない。

（イ） 損害の発生について

本件各土地は、

- ・現時点で具体的な整備時期等が未定の行政財産であるところ、観光協会が本件各土地を暫定的に使用することによってその長期的な用途が妨げられたことは認め難いこと。
- ・建物貸付契約及び本件各土地に係る覚書の締結以降、本件各土地の維持・管理にかかる費用は観光協会が負担しており、越谷市は公費を一切支出していないこと。
- ・行政財産である本件各土地については、そもそも賃貸等によって越谷市が収益を上げることが予定されていないこと。等

以上の事情に照らせば、本件各土地を観光協会が無償使用したことによって、越谷市に損害が発生したとは認められない。

2 判断

確認した事実等に基づき、次のとおり判断する。

（1）本件土地に係る行政財産使用許可について

ア 住民監査請求の対象事項

法第242条第1項に定める住民監査請求において対象とされる事項は、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠

る事実に限られており、いずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。

そして、地方公共団体の財産に係る所為であっても、一般行政上の目的実現のためにする公物管理的なものについては、当該公物の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないと解されている（最高裁平成2年4月12日判決参照）。

イ 本件土地に係る行政財産使用許可の財務会計上の財産管理該当性

本件土地に係る行政財産使用許可は、市の行政上の政策的見地からその特性に応じた都市基盤の整備・充実を図るものとされているレイクタウン整備事業（拠点施設）の用地について、具体的な整備が行われるまでの間、その用途又は目的を妨げない範囲において観光協会に暫定的な使用を許可した公物管理上の行為であり、本件土地の財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらない。

この点に関しては、当該土地を観光協会が使用することについて前回の監査請求後に提起された住民訴訟において、「本件観光協会が本件各土地を使用することにつき、目的外使用許可の手続を経る必要があるとしても、当該許可手続における審査の中核は、越谷市の観光推進やにぎわいの創出を行うことを目的として本件各土地を暫定的に使用することが、本件各土地の長期的な用途との関係で支障がないかどうかという、公物管理としての当否であって、財産的管理としての当否ではない。」と判示（※）されており、当該判断の趣旨は、現状の使用許可手続にも当てはまるものといえる。

なお、本件土地に係る行政財産使用許可の手続については、法令、規則に基づき適正に行われていることを確認している。また、バーベキュー事業のための分電盤の設置等による原状変更について、財産規則第23条の規定に基づく申請及び承認がなされていないことは所要の手続を欠いたものといわざるを得ないが、当該原状変更の内容については別途事前に市と観光協会との間で書面による協議及び承認がなされていたことを確認でき、市に無断で行われたものとは異なる。

※東京高裁令和元年11月28日判決において維持された、さいたま地方裁判所令和元年5月29日判決による判断部分。以下、同様に同地方裁判所判決による判断が維持されている部分に係る場合を含めて「東京高裁判決」という。

(2) 本件土地に係る行政財産使用料の免除について

本件土地を観光協会に無償で使用させることに関しては、請求人による前回の監査請求の時にも監査を行った経過がある（その後住民訴訟に移行した）ことから、前回の監査請求と今回の監査請求との同一性、及び当該行政財産使用料免除の違法性・不当性の有無について検討する。

ア 前回の監査請求

前回の監査請求で対象とされた事項は「観光協会に無償で土地を貸し付けた事実」であり、覚書の締結により無償使用としていたものである。

なお、当該土地を観光協会に無償で使用させていることについては、前回の監査請求後に提起された住民訴訟において、「本件各土地は、将来、越谷レイクタウン地区における都市基盤の整備・充実を図るための用地とすることが予定されているが、具体的な整備時期、規模、整備手法等は決まっていないものであるから、それを、一年ごとに更新をすることを前提として、暫定的に、公共的団体の性格を有する本件観光協会に公益事業の用に供する目的の下で無償により使用させることは、その財産的管理として、不合理なものではない。」また、「この点に関し、原告は、本件各土地において、本件観光協会が委託した事業者により、単なる仮設的工作物の設置とはいえないような利用がなされている点や、営利をあげる事業が行われている点を指摘するが、（中略）本件各土地を使用できる期間は一年ごとに更新がされ、暫定的な使用を許すことが前提とされており、また、使用終了時には原状回復義務が負わされていることに照らすと、原告が指摘する点は、必ずしも、越谷市における財産的管理の不備を示すものとはいえず、上記の判断を覆すに足りる事情とまではいえない。」さらに、「本件各土地の維持・管理にかかる費用は本件観光協会が負担しており、越谷市は公費を一切支出していないこと、行政財産である本件各土地については、そもそも賃貸等によって越谷市が収益を上げることが予定されていないこと等の事情に照らせば、本件各土地を本件観光協会が無償使用したことによって、越谷市に損害が発生したと認められないことも明らかである。」と判示されている（前出の東京高裁判決）。

イ 今回の監査請求

今回の監査請求で対象となっている事項は「観光協会に対して行政財産使用料を免除した事実」であり、前出の東京高裁判決を受けて、覚書による無償使用から行政財産目的外使用許可へ変更したことに伴うものである。

請求人が主張する事由や新たに提出した証拠資料に差異はあるが、前回

及び今回の監査請求は、どちらも観光協会に本件土地を無償で使用させることの違法性・不当性についての請求であり、事務手続上の違い（行政財産の目的外使用許可及び使用料免除処分の有無）はあるものの、前回の監査請求と実質的に同一性のある請求内容であり、当該土地を観光協会に無償で使用させることに関する前出の東京高裁判決で示された判断の趣旨は、今回の監査請求に係る本件土地の使用料免除処分に対しても援用できるものと判断する。

ウ 本件土地に係る行政財産使用料免除の違法性・不当性の有無

前記イによる判断のほか、本件土地に係る行政財産使用料の免除については、法令、規則に基づき適正に手続が行われていることを確認しており、違法性・不当性はない。

また、請求人が主張する観光協会における法令違反の事実は確認されないとともに、他に当該行政財産使用料の免除処分に重大かつ明白な瑕疵があることを認めるに足りる証拠もない。

(3) 本件補助金の交付について

ア 地方公共団体による補助金の交付の適否

法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められている。同条による公益上の必要性の判断については地方公共団体に裁量権があるが、全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない（行政実例昭和28年6月29日）、地方公共団体の長がその裁量権を逸脱し、又は濫用した場合には違法と評価されることになるものとされている（最高裁平成17年11月10日判決参照）。

イ 本件補助金交付の違法性・不当性の有無

観光の推進については、市の施策として取り組んでいるとともに、観光協会においても、市及び関連事業者・団体等との連携のもとで、観光・物産の振興や地域の賑わい・活性化を目指した各種の公益的な事業を実施している。

本件補助金は、観光協会によるそれらの公益的な事業で要綱の趣旨に沿ったものを補助対象として交付しているものであり、当該補助について法第232条の2の「公益上必要がある場合」に当たるものと認めた市としての判断は、裁量権の範囲を逸脱・濫用したものとはいえない。また、本

件補助金の交付については、法令、規則に基づき適正に手続が行われていることを確認しており、当該支出に違法性・不当性はない。

また、請求人が主張する観光協会における法令違反の事実は確認されないとともに、他に本件補助金の交付に重大かつ明白な瑕疵があることを認めるに足りる証拠もない。

3 結論

以上のことから、本件請求について次のとおり判断する。

- (1) 本件土地に係る行政財産使用許可の取消しを求める請求部分については、財務会計上の財産管理に関するものとはいえ、法第242条第1項に定める要件を欠き住民監査請求の対象とはならないため、これを却下する。
- (2) 本件土地に係る行政財産使用料の減免承認の取消しを求める請求部分については、前回の監査請求と実質的に同一性がある内容と解されるほか、当該使用料免除に係る財務会計上の行為に違法性又は不当性は認められず、請求人の請求には理由がないため、これを棄却する。
- (3) 本件補助金の交付決定の取消しを求める請求部分については、当該補助に係る財務会計上の行為に違法性又は不当性は認められず、請求人の請求には理由がないため、これを棄却する。

したがって、市に損害はなく、補てんの必要もない。

4 意見

本件土地に係る財産管理については、前回の監査請求に対する監査結果の意見において、法及び財産規則に基づく行政財産の目的外使用許可の手続をとることの検討とともに、レイクタウン事業のさらなる発展を期待する観点から、その適切な管理運営に関して不断の内部統制のもと、各種法令に照らしつつ、市民から疑念を抱かれることのないような取組等を市に要望した経過がある。

その後の住民訴訟での判決を受けて、当該行政財産の目的外使用許可手続への見直しが行われたことは認められた。しかし、本件土地の原状変更に係る取扱いについては、市と観光協会との協議を経たことを示す書類は確認できるものの、財産規則にのっとりた手続がなされておらず、事務処理方法として不明瞭な面が見受けられたところである。

そうした取扱いの改善及び再発防止の取組を含め、関連事務の各般について、改めて内部統制の充実・強化を図り、適正で明確な事務執行のより一層の推進を図られるよう要望する。

※個人の住所・氏名及び民間会社に係る名称部分並びに頁番号を除き原文から掲載

越谷市職員措置請求書

令和 5 年 8 月 2 3 日

越谷市監査委員 様

請求者

第 1

1 地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により、市長及び下記請求対象職員が「一般社団法人越谷市観光協会」（以下観光協会と呼ぶ）に「行政財産使用許可書」（資料 1）を発出しているが、本件団体は「法令違反」、「条例違反」、「規則違反」、「目的外使用許可違反」が行われている。本件違法行為が行われている事に周知しているにも拘わらず、使用許可を取り消すなく看過している。

「地方自治法第 2 4 2 条」及び「憲法第 9 4 条」「財産の管理を怠る事実」に基づき本件事案を放置した市長及び職員に対し、越谷市に与えた損害の支払いを命じる勧告を求める。

2 本件は、越谷市長、及び職員の連帯責任に係わる重大な事案であるので、地方自治法第 2 5 2 条の 4 3 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

第 2

1 請求の要旨

- (1) 令和 5 年（2 0 2 3 年）3 月 6 日付越経 1 7 9 5 - 1 号「行政財産使用許可書」（資料 1）の取り消し通知」の発布請求。
- (2) 令和 5 年（2 0 2 3 年）3 月 6 日付越経 1 7 9 5 - 3 号交付「越谷市行政財産使用料減免承認書」（資料 2）の取り消し通知」の発布請求。
- (3) 令和 5 年（2 0 2 3 年）4 月 1 日付越経第 9 7 号「一般社団法人越谷市観光協会補助金交付決定通知書」（資料 3）の「取消し通知」の発布請求。

2 対象物件

- (1) 種類 土地
- (2) 所在地

①レイクタウン四丁目 1 - 3 の一部	1 0 3 . 5 ㎡
②レイクタウン四丁目 1 - 4 の一部	3 9 1 8 . 8 2 ㎡
③レイクタウン四丁目 1 - 5	2 4 0 . 2 8 ㎡
④レイクタウン四丁目 1 - 6 の一部	5 3 8 . 2 5 ㎡

(3) 数量 4800.85 m²

3 職員措置請求対象職員(資料3-2越経第97号補助金決定起案者及び決済者)

経済環境部	部長
経済振興課	課長
経済振興課	調整幹
地域産業推進室	室長
地方債担当	主事
行財政部	部長
財政課	課長
財政課	調整幹
財政課	副課長
経済振興課	主幹
地方債担当	主事
市長部局	副市長
以上12名	

第3 勧告請求の趣旨

- 1 地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定している。
- 2 「地方自治法違反」、「越谷市財産規則違反」、「越谷市自治基本条例違反」、「越谷市行政財産使用許可違反」を行っている観光協会は、「公益上必要がある団体」とは認められない。しかしこれらの違反を看過容認している。これは「越谷市行政」の不作為行為である。
- 3 法令違反を犯してる団体に「公金の賦課」は認められるべきではないので、金66,000,000円及び、行政財産使用料減免金額30,057,875円の合計96,057,875円の取り止め、これを行わない場合、補填の請求する。
市長と上記職員12名の損害金の補填額の配分は市長の裁量によるものとする。

第4 「憲法違反」「地方自治法違反」「越谷市財産規則違反」「越谷市自治基本条例違反」「越谷市行政財産使用許可違反」である具体的根拠理由を記述する。

1 令和5年3月6日付、「一般社団法人越谷市観光協会代表理事」に行政財産使用許可書（資料1）を交付している。

- (1) 地方自治法第二百三十八条の四第7項「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とある。
- (2) 令和3年3月29日付、越谷市保健所は、「株式会社A」（以下「A」と呼ぶ）に対し、飲食店営業許可書「自動車による営業に限る」（資料4）を交付している。
- (3) 営業許可場所は「市内一円」である。しかし、本件の自動車による営業場所は「越谷市レイクタウン4-1-4」（資料5-4）であり、一人4,800円でアルコール付き飲み放題である。同場所は、「越谷市行政財産」であり一民間企業の酒類販売の「営利目的」に利用される場所ではない。
- (4) 越谷市行政財産を越谷市の許可（資料13-2）もなく占有し、平然とBBQ事業を行い、同土地を無償で利用している。これにより、観光協会の売り上げとして、コロナ禍前平成30年度は、年間30,618,745円の売り上げがある。（資料6-科目8段目柵）
- (5) 観光協会は、行政財産の土地を越谷市から無償で使用許可を受けて、「A」に無許可でバーベキュー（以下「BBQ」と呼ぶ）営業を行わせ、コロナ禍前は年間3000万円以上の収益を得ている。（資料6）
越谷市の公有財産を無償利用し、BBQ客が利用するトイレ、水道代、電気代、資材、酒類や食器を置いている倉庫等、敷地、建物の維持、管理経費は全て、越谷市民の税金から拠出されている。しかし、収益は越谷市へは一銭も納入されていない。
- (6) 本年7月5日付 申請人宛に送達された越谷市長（資料7）の手紙には、10行目「次に6月5日付け指摘のありました、トレーラーハウスについては、観光協会からBBQ事業を受託する事業者が、飲食店営業並びに食肉販売業、魚介販売業及び食料品販売業の市内一円で営業許可を取得しております。」との記述である。
- (7) 「資料7-11行目「観光協会からバーベキュー事業を受託する事業者」（以下BBQと呼ぶ）とあるが、前述(5)により、BBQ事業は「A」であり「市内一円」での「営業許可」しか認められていない。
- (8) 「市内一円」とは、「自動車利用による食品の移動販売に関する取扱要領について、厚生省環境衛生局通知」の移動販売営業（資料8）によると「第二対象販売施設を設けて出店予定地を巡回販売する形態のものを対象とする。」とある。本件場所には、「トレーラーハウス」が一日中固定占有している。「市内一円での営業」は一切行っていない。

(9) 地方自治法第二百四十四条「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」とある。「資料14－写真10」の通り、「越谷市行政財産」を許可もなく「立入禁止」の看板を設置し住民の施設利用を拒ませている。「A」が「越谷市行政財産」を占有し、酒販売を伴う飲食店経営（資料5）を行い、「食品衛生法」の許可条件違反「自動車」による「市内一円」の移動販売（資料4）の法律違反を行っているにも拘わらず、中止させることなく、法令違反を行わせている事実は、「憲法第94条」、及び、「地方自治第242条「財産の管理を怠る事実」に該当する。

4 本件、「越谷市職員監査請求」を提出する前に、令和5年6月2日付けで越谷市市議会議長に「陳情書」（資料9）を提出している。

- (1) 「資料9」は、越谷市市議会議員の方々に違法行為を周知して貰うために、理解し易く簡単に事実概要を纏めたものである。中段の表は、「越谷市のホームページ」に掲載していたものを転載した。これによると営業所在地は「市内一円」であり、越谷市レイクタウン4－1－4の所在は何処にも記載がない。
- (2) 営業所在地の届け出がない場所において、車両の前方に衝立（資料9－2写真4葉）を設置して、周囲を囲繞し、故意的に車両を固定し「市内一円」には移動出来ない状態にして公然と営業している。
- (3) 本件許可車両の保管場所は黒塗りされており不明である（資料4）。仮に、保管場所が、「越谷市レイクタウン4－1－4」であるならば、私権の設定を禁止している行政財産上に私権を設定している事になり「不法占拠」である。越谷市長の職権で、自ら調査し、明確にして透明性を図って頂きたい。市長が出来ないなら、監査委員に必要な措置を講ずべきことを請求する。
- (4) 「移動販売車」とは、冷蔵庫、原材料（酒を含む）の保管設備廃棄物容器、手洗い場等設置し、車両の中で完結することである（資料10）しかし、本件行為は、移動車両販売として越権行為であり、「自動車営業」は、当初から行う意思はないものと言える。

5 「厚生省環境衛生局長」が「都道府県知事」に宛てた通知、「自動車による食品の移動販売に関する取扱い要領について」（資料8）の16行目では「販売予定地を設けて出店予定地を巡回販売する形態のもの」と明記している。

- (1) 「営業許可書」（資料4）「許可の条件」には「自動車による営業に限る、使い捨て食器の使用に限る」とある。「資料9」の中段に営業所在地は「市内一円」とあり、「越谷市行政財産」である「レイクタウン四丁目1－4」の「」は、営業許可条件（資料9）は一切ない。法令違反を伴う私契約は、公助良裕違反であり、

民法第90条により、社会的妥当性に欠け、法的有効性は無く無効となる。本件行為は地方自治法第238条の4違反、食品衛生法第82条違反及び「埼玉県食品衛生に関する条例施行規則」（資料11）違反である。

第4 越谷市火災予防条例違反

1 本件飲食店は、越谷市に無許可で造作したウッドデッキに人工芝を貼り簡易テーブルを置き、行政財産上の土地を客席として用いる。（資料14写真③⑧）

(1) 越谷市火災予防条例第18条(5)にはコンロは不燃性の床上又は台上で使用する事とある。（資料15）そして、固体燃料の火気器具にはBBQコンロ（資料15-2）の距離を「側方30cm」とある（資料15-③）しかし、コンロを人工芝の上に密接に近づけて置いてある。（資料14-写真⑤）越谷市火災予防消防条例（資料15）違反であり、事実、人工芝には至る所に黒焦げた跡がある、（資料14-写真③）火災の原因にも成りかねない。

(2) 「埼玉県食品衛生に関する条例施行規則」（資料11-5）第二「自動車を利用して行う営業施設」一共通基準A構造5貯蔵設備等（1）食品、添加物、器具及び食器包装等を衛生的に保存する事の専用の設備あること。」とある。しかし、本件車両は、食品衛生法による「自動車による営業に限る」（資料④）から逸脱したBBQ営業を行っているため、顧客に提供する量の保管する貯蔵設備等は備えられてはいない。また、食器は、「水辺の街づくり館」に設置されている水道水で洗浄し、繰り返し使用している。同施行規則違反でもある

(3) 「営業許可書」（資料4）の許可条件には「自動車営業に限る、使い捨て食器に限る」とあるが（資料14-写真⑨）食の安全に関して法令を軽んじている。食品衛生法第82条違反（第五十五条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。）が適用される犯罪行為である。

(4) 同土地の使用料金は、金30,0057,875円（資料2）である。しかし、使用料は全額免除（資料2）されている。使用料を一切越谷市へは支払っていない。

法令違反、条例違反、規則違反を反復継続し行っている「観光協会」に利用料を全額免除する理由は見当たらない。

3 キッチンカーとして、自動車による「市内一円」（資料4）の営業承認しているためであり、「越谷市行政財産」の土地上で、火気を使用し、客席を設け「2時間酒飲み放題」一人4,800円のBBQ営業（資料5-2）をすること自体、許可条件にはない。許可条件にない事は、速やかに辞めさせるべき立場でありながら反対に、補助金を交付し、行政財産使用料減免措置（資料2）も講じている。これを見ると、越谷市行政は観光協会に、便宜供与を図り、癒着関係にあると言わざるを得ない。

5 行政財産使用許可書（資料2）第6条第2項「使用者は、使用財産を他の者に使用させてはならない」とある。

(1) 観光協会の営業時間は午後5時までであるが、「A」は午後9時迄営業（資料5-4頁）をしている。営業終了時間まで、観光協会の従業員は所在しているのか、調査されたい。

(2) 観光協会は、毎週水曜日が定休日である。しかし、水曜日も、「A」の営業は行っている。本件行政財産の土地の入り口に設置している門は開いている誰が開閉しているのか調査されたい。

(3) 観光協会の定休日である水曜も、「水辺の街づくり館」のトイレは開放されている。「資料5-4頁」に記載されている「店名」の営業場所は、越谷市行政財産の場所である。仮に、観光協会が、水辺の街づくり館のトイレに通ずる扉の鍵を「A」従業員に預け、従業員が開閉するのであれば、観光協会は「他の者」の使用させている事になる。

(5) 上記理由により、使用許可条件第7条第2項「他の者に使用させてはならない。」（資料1）とあるが前記が事実なら「A」に転用している事になる。

これが事実なら、第9条（2）「越谷市財産規則の規定に違反した時」に当たり第9条「使用許可を取り消すものとする」とあるので、速やかに「取り消し通知」の発出をされたい。

6 越経第1795-1号令和5年（2023年3月6日）（資料2）付越谷市長は観光協会代表理事に対して、「行政財産使用許可書」を交付しているが、本許可書第7条「使用者は使用財産の現状を変更し、又はこれに工作物を加えてはならない。」と条件が明記されている。また、越谷市の行政ルールとして次の規則がある。

○越谷市財産規則第23条

「使用者は、行政財産の現状を変更し、又は工作を加えようとするときは、行政財産現状変更申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。」と規則が設けられている。

7 越谷市情報公開条例第11条に基づき、同行政財産に現状を変更し工作が行われているので、令和5年6月5日付申請人は「行政財産現状変更承認書」を公文書公開請求した。

(1) 令和5年（2023年）6月19日付（資料12-越経第249号）「公文書非公開決定通知」の回答があった。公開しない理由として「■文書不存在」であった。そして「当該文書は当初から作成していないため存在しない。」という回答である。次のア～カ迄の全部で6件の「現状変更承認」は、承認されていない事が判明した。

- ア) 「分電盤」が設置しているが、造作の承認はされていない。(資料14写真①)
- イ) 行政用地内、調節池側にテントが設営されておるが、土の中に杭を打ち込み、ウッドデッキを工作し、人工芝を敷き、テントを固定し造作物を設営しているが、これも承認されていない。(資料14写真②)
- ウ) 行政財産内に、キッチンカーの横に衝立を立て、同車両を移動出来ない様固定させている。衝立の工作も現状変更承認はされていない。(資料14写真③)
- エ) 行政財産内に鉄パイプを設置し屋根を工作しているが、現状変更承認を得ていない。(資料14写真④)
- オ) 行政財産内にゴミ箱を設置している。このゴミ箱はネズミの巣と化し大量に生息している。このゴミ箱設置も承認されていない。(資料14写真⑤)
- カ) 行政財産上にウッドデッキを工作し、人工芝を敷き、テントを設置し、杭を打ち込み工作(資料14-②)しているが、現状変更の承認はされていない。
- (2) 上記6件、全ての項目に関して「行政財産現状変更承認はしていない。」と言う事実が判明した。観光協会は、越谷市長の承認も受けず、工作や造作を行っている。越谷市財産規則第23条違反である。同規則第24条「規定に違反した時に当たる。」従って同条第2項により「使用許可取消し通知」の発令を越谷市長は規則に従い発出しなければならない事案である。

8 「資料7-2行目」「トレーラーハウス及びゴミ置き場については、目的外使用の許可の手続きを経て」と記述されているが、「資料13越経第596号」公文書非公開決定通知によると、「文書は、当初から取得、又は作成されていない。」との回答である。「A」は「行政財産使用許可」の手続きを経ていない。(資料13) 使用許可の手続きは経ていないので、越谷市長は、虚をついていると言う事になる。本件行為は、法令違反を加担している若しくは助長しているものである。憲法第94条に保証する「財産の管理」「事務の処理」「行政執行の権能」が果たされていない。

- (2) 地方自治法第238の4の規定により「許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。」とあり、市長は、本件行為に対し、法令違反により観光協会への行政財産使用許可を取り消すべきである。

第5 目的外使用許可

1 地方自治法における「目的外使用許可」の裁量について判例では、次の様に言及している。

- (1) 地方自治法238条4項にいう行政財産は、当該地方公共団体の「公用に供すること」を目的とするものである。

公共用財産としての用途、目的、目的外使用の態様などを考慮し、地域の実情に即し、合理的な判断により、使用許可もしない事は出来る。目的外使用許可に関しても、裁量権の逸脱、濫用があると認められる場合、取り消され得る。

重視すべきでない事項を重視し、他方、当然考慮すべき事項を十分考慮せず、職員は、違法行為をするにつき故意又は重大な過失があり、その結果、社会通念上、著しく妥当性を欠いたもの」と指摘する。結果「公益のために使用する場合」に該当せず、使用料を免除したことは、その判断を誤り、市に使用料相当額の損害を被らせたものではある。

その裁量権の行使が逸脱・濫用に当たるか否かにおいては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱・濫用として違法となるとすべきものと解するのが相当である。

(最高裁平成18年2月7日第三小法廷判決・民集60巻2号401頁参)

- (2) 補助金が他用途に使用された場合についてみると、当該用途について、補助金交付決定等の手続を通じて、その当否についての判断は行われていないから、公益に反することが明らかである以上、このような場合、上記状況を容認することが合理的な事由、あるいは、補助金の返還を求めることが交付先の資料等に照らして期待できない事由などの補助金の返還を請求しないことを相当とする特段の事由が存在しない限りは、市長は、その返還を求めるべき責務があり、返還請求を行わないことについて裁量はないと解するのが相当である。よって、補助金交付決定の取消決定が行われていない時点においても、他用途に使用された場合に合理的な理由なく補助金の返還を求めないことは、補助金交付決定の取消しを行わないことを含めて、地方自治法242条1項所定の「財産」に属する補助金返還請求権の管理を怠る行為に該当する。

(控訴審大阪高裁昭59.5.31行裁例集35.5.679※)

- (3) 上記判例を、本件に照らし合わせると、本件は、地方自治法第238条4項の違法行為は明白であり、裁量権の逸脱、濫用にあたり、判例違反であり、公有財産の目的外使用許可を取り消さなければならない。

第6 越谷市火災予防条例

- 1 BQQ木炭を炭火に火気を使用するにつき、「越谷市火災予防条例」(資料15)の定めがある。

- (1) 同火災予防条例第18条

第5項 不燃性の床上又は台上で使用すること。

第9項 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

「資料14-④上部」には、みだりに置いてある。明らかに「越谷市火災予防条例第18条」違反である。

- (2) 本件行政財産上の土地に、「ウッドデッキ」を未承認で造作し、民間会社「(株)A」の、営利目的によるBBQ事業で利用している客席の上に張られた人工芝も、不燃性の床上ではなく、至る所に炭火で焼けた黒い焦げがある。(資料14-⑤)

羈束行為として定められた「越谷市火災予防条例」第3条及び第18条違反であるので、BBQ営業を即刻辞めさせるよう、営業中止命令の発布を求める。

- (3) 「越谷市財産規則未承認」のウッドデッキ上に置かれたBBQコンロからの炭火による焼き肉の煙は、遊歩道も一面真っ白になり、煙と焼き肉の匂いが漂っている。

この煙は、工作されたBBQウッドデッキ(資料14-②)に接続する遊歩道を歩く通行人の衣服にも染み込み、多大な迷惑を及ぼしている。

本件場所は、越谷市景観条例(資料17)の中にあるエリアであり、BBQの煙は公害となっている。

第7 地方自治の本旨

- 1 地方自治体の本旨は、その執行運用するについて各種法令に照らし、整合性が取れたものでなければならない。

- (1) 「地方公務員法(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」

- (2) 地方自治体の役割は、議会による自治体の運営方針の決定、各種税金の確認や督促、まちづくりの推進、社会福祉の提供など非常に多岐に渡るものである。地方自治体に属する職員は、地方公務員法に基づき、行為規範としての法令遵守を守る義務があり、職務遂行上遵守が要請される。

- (3) 公務員は、法律や行政判断を誠実に実行するのみで、末端の公務員が、個人や独自に法律の判断をしたり(本来司法の役割)、個人が運用指針を変えたり(行政の責任者、市長の役割)、法律の内容自体変えて(立法府である国会の役割)実行してはならない。

- (4) 地方公共団体は、各種の公の施設を設置するほか、公的扶助、社会福祉その他多様なサービス・給付を住民に対して行う義務が課されている。住民はこれらの

役務を平等に享受でき、地方公共団体は、その役務提供を公正かつ平等に行う義務を負う。主権者たる国民は、地方公共団体の住民である。

第8 地方自治法と越谷市自治基本条例

- 1 地方自治を統括するに付き「地方自治法」が制定され、次の条文がある。

第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第二百三十二条の二 「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」

第二百三十八条の四 普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

(2) 上記の通り、観光協会は越谷市行政に対して、公益上必要がある組織であるのか、再検証する必要がある。法令違反、条例違反、規則違反を行っている観光協会に減免申請を承認する必要性がある団体とは認められない。適正な対価を徴収すべきである。
- 2 市長の拝復（資料7）「目的外使用許可手続きを経て」（16行目）と記載があるが、「資料12-2」により手続きは経ていないのは明白である。本件は、越谷市自治基本条例第18条、第26条違反である。早急に全てを撤去させるべきである。
- 3 「資料7-13行目」「衛生管理について、適正に取り組んでいると聞いております。」とあるが、単に「聞いております。」で終結させるのは、他人事であり、首長としての職責の自覚が足りない。市長自ら現地に足を運び、事実調査し、違反を確認したなら、「行政財産」として公共的、公益的な目的に使用されていない事を確認したなら、本件違反を直ぐに、中止させるべきである。
- 4 令和元年7月に越谷市から「使用料の在り方に関する基本方針」（資料16）が発行されている。

これによると、11頁5「使用料の減額、免除の考え方」として、12頁には、7項目に亘り、減免事由が記載されている。ここに「受益者負担」の原則が挙げられている。これから照らし合わせても「A」に違法営業を行なわせている観光協会に対し、どこを見ても減免理由は見当たらない。減免根拠の説明も理由も記載がな

い。

当然に、行政財産使用許可書（資料2－5頁）の使用料金30,057,875円は取り消さなければならぬ。これが為されない場合越谷市が補填の請求をする。

8 越谷市自治基本条例

(1) 地方自治体の役割は、国やほかの地方自治体との役割分担の調整、議会による自治体の運営方針の決定、各種税金の確認や督促、まちづくりの推進、社会福祉の提供など非常に多岐に渡る義務がある。

(2) 越谷市自治基本条例では、市長権限、議会の役割が次の通り明記されている。

第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の意思決定機関であり、市政運営に関する監視および評価の充実を図り、公益の実現に努めます。

第15条 市長は、本市を統轄し、代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行し、市民の信託に応えます。

2 市長は、この条例を遵守し、本市における自治を推進します。

第16条 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。

2 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

第18条 市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で効果的かつ透明性のある市政運営を迅速に推進します。

2 市長等は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。

3 市長等は、市政に関する情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。

4 市長等は、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、その手続および経過、内容、効果を市民に分かりやすく説明します。

第26条 市長等は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続きを行います。

とある。

9 市民から信託された権能を深く自覚し、高い倫理的義務のもと常に公正かつ高潔な職務執行に努め、もって市政の健全な発展に資するため、この条例を遵守し、越谷市自治基本条例を守り、市民に対して、誠実に職務遂行する事が同条例に明文化されている。市長は、違法営業している「観光協会」及び「A」に対し、便宜供与を図っているとしか思えない行為を直ぐに中止させるべきである。

また、便宣供与と疑われる額の高額な公金の支出や、「行政財産使用」の減免許可も取り消すべきである。。

第9 憲法違反による「財産権」の侵害行為

- 1 憲法第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。
第2項「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」とあり、行政財産の一時使用許可による利用権もここにいう「財産権」に含まれる。
- 2 憲法は国民の財産権を保証している。そして、地方自治法は行政法に規定される地方自治行政の逸脱行為、職務権限の越権行為を防止するための羈束行為を法令遵守のために設けられている。
- 3 憲法が保障する範囲には、行政財産は公共的、公益的な利用に付されなければならず、一民間会社の営利目的事業に、越谷市民の公有財産を不法に占有利用させているのは、明確に憲法第94違反の「その財産を管理し」を怠る事実該当する。
- 4 現行利用は観光協会及び「株式会社A」への便せん供与として温床を与えているものであると認める。
最高裁では、次の判決がある。「権限の不行使がその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは違法性があるとするものである。(最判昭和57・1・19民集36巻1号19)
- 6 行政財産としての実効性を担保するためには、合理的な理由もなく、法令違反等を行っている団体への、公金の支出は取り止めるべきであり、適正かつ健全な財政運営を確保すべきである。
- 7 総務省が発出している「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(資料17)には「地方公共団体における内部統制の基本的枠組み」も記載されているので、良く理解して市政運営に努めるべきである。
越谷市は、地方自治法第284条により、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の県南東部6市1町の東部広域行政圏の指定を受けた中核市である。これにより、越谷市は、前記東部6市1町の経済、文化、産業、教育をけん引して行くための、他市、町の見本となる施策を構築して行く使命がある。
- 8 行政の目的
 - (1) 本件行政財産使用許可書2条「使用財産を観光、物産の振興、並びに地域の

賑わいと活性化の目的に使用しなければならない。」(資料2)とある。

同場所へ車で訪問した高齢住民が、公共駐車場にトレーラーが占有する事によって、駐車出来ない事もある。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆるバリアフリー法が制定されている。

- (2) BBQの煙は辺り一面に漂い異臭がする。通行人の着衣に染み込むと言う被害が発生している。本件場所は「越谷市景観計画」における越谷市環境保全地区(資料-18)でもある。ネズミも大量に発生している場所であり、大変不衛生な場所である。本件法令、条例、規則、違反しておきながら、違法BBQ事業を黙認している

第10 「取り消し」通知と「損害の補填」勧告を求める。

- 1 使用目的として行政財産使用許可書(資料1)に「観光・物産の振興並びに地域の賑わいと活性化」としてして挙げられている。しかし使用目的は、次に列挙する通りの行為がありこれに値するものではない。
- 2 観光協会は「地方自治法違反」「越谷市火災予防条例」「食品衛生法、HACCP」「埼玉県食品衛生に関する条例施行規則」「越谷市財産規則」「行政財産使用許可条件第6条(使用者責任)、第7条(使用上の制限)違反」「民法第90条の7件に上る違反が認められる。しかし、越谷市は野放図行為を放置している。「越谷市行政の不作為行為」である。

越谷市監査委員に対し、越谷市長に次の件の勧告を求める。

- (1) 「越谷市行政財産使用料減免承認」の取り消し、及び不当利得
- (2) 「行政財産使用許可」の取り消し
- (3) 「一般社団法人越谷市観光協会補助金交付決定通知」の取り消し
- (4) 上記3件を取り消されない場合、「越経第97号補助金決定起案者及び決済者」(資料3-2)越谷市長職員12名、若しくは市長に対して、越谷市に与えた損失額の補填する事。

以上4件の請求を求める。

以上

添付資料(全てA4用紙)

1	行政財産使用許可書	5枚
2	越谷市行政財産使用料減免承認書	1枚
3	一般社団法人越谷市観光協会補助金交付決定書	3枚
4	営業許可書	1枚
5	越谷レイクタウンにある湖のほとりでバーベキュー	4枚
6	収支計算書	1枚

7	越谷市長2023年7月5日付 拝復 始まる文章	1枚
8	自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について	2枚
9	陳情書 越谷市市議会議員 様	3枚
10	施設基準の要点(飲食店(自動車)の場合)	2枚
11	食品衛生に関する条例規則	7枚
12	公文書非公開決定通知書 越経第249号	1枚
13	公文書非公開決定通知書 越経第596号	1枚
14	写真12葉	2枚
15	越谷市火災予防条例	3枚
16	使用料に関する基本方針 越谷市	10枚
17	地方公共団体における内部統制制度の導入 ・ガイドライン	21枚
18	越谷市景観計画	2枚

以上18資料

※内容の掲載は略

※個人の氏名及び民間会社に係る名称部分並びに頁番号を除き原文から掲載

越経第 7 2 3 号

令和 5 年（2023 年）9 月 1 5 日

越谷市代表監査委員 様

越谷市長

弁 明 書

請求人が令和 5 年 8 月 2 3 日付けでなした住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、本弁明書を提出します。

記

1 弁明の趣旨（「請求の要旨」に対する答弁）について

「本件請求を棄却する。」との決定を求める。

2 「第 3 勧告請求の趣旨」から「第 1 0 「取り消し」通知と「損害の補填」勧告を求める。」までの認否

認否をするに当たって、項目番号に混乱があるが、本件請求書の項目番号をそのまま使用することとする。

(1) 第 3 の 1 は認める。

第 3 の 2 は否認ないし争う。

第 3 の 3 のうち、「法令違反を犯している団体」との主張は否認し、その余については全て否認ないし争う。なお、市は観光協会に対し「公金の賦課」はしていないことを付言する。

(2) 第 4 の 1 (1) から (4) までについては、特段争わない。

なお、「越谷市レイクタウン 4 - 1 - 4」は「市内一円」に含まれており、本件 B B Q 事業は、行政財産使用許可書第 2 条に定める「観光・物産の振興並びに地域の賑わいと活性化」を目的として実施されているものであることを念のため申し添える。

ちなみに、資料 6 は「平成 3 0 年度」ではなく、「平成 2 9 年度」、年間売上は「3 0, 6 1 8, 7 4 5 円」ではなく、「3 0, 6 1 8, 7 1 5 円」である。

第 4 の 1 (5) のうち、「コロナ禍前は年間 3 0 0 0 万円以上の収益を得ている。（資料 6）」は認め、その余は否認ないし争う。

なお、観光協会に収益を越谷市に納入する義務はない。

第4の1(6)は誤字を除き認める。

第4の1(7)のうち、「BBQ事業は「A」であり」は否認ないし争い、その余は認める。

第4の1(8)のうち、「本件場所には、「トレーラーハウス」が一日中固定占有している。」は認め、その余は否認ないし争う。なお、「自動車利用により」ではなく、「自動車により」、「厚生省環境衛生局通知」ではなく、「厚生省環境衛生局長通知」である。

第4の1(9)のうち、「地方自治法第二百四十四…拒ませている。」までは認め、その余は否認ないし争う。なお、本件施設は公の施設ではないことを申し添える。

第4の4前文は不知。

第4の4(1)のうち、「「資料9」…転載した。」は不知であり、その余は脱字を除き認める。

第4の4(2)は否認ないし争う。

第4の4(3)のうち、1文目は認め、2文目は否認ないし争い、その余は認否しない。

第4の4(4)のうち、「「移動販売車」…(資料10)」は不知、その余は否認する。なお、資料10に「移動販売車」の定義の記載はないと思われる。

第4の5前文は誤字を除き認める。

第4の5(1)のうち、「「営業許可書…一切ない。」は認め、その余は否認する。ただし、「レイクタウン四丁目1-4」の記載がないのは、「市内一円」での営業許可が認められているためであることを申し添える。

(3) 5頁における第4の1前文は否認ないし争う。

5頁における第4の1(1)のうち、「越谷市火災予防条例」の規定及び「至る所」であるかは別として「人工芝に黒焦げた跡がある」ことについては認め、その余は否認ないし争う。

5頁における第4の1(2)は否認ないし争う。なお、「A構造」ではなく、「B食品等の取扱設備」と思われる。

5頁における第4の1(3)のうち、「「営業許可書」(資料4)の許可条件には「自動車営業に限る、使い捨て食器に限る」とある」は認め、その余は否認する。

5頁における第4の1(4)のうち、「同土地の…支払っていない。」は認め、その余は否認ないし争う。なお、「金30,0057,875円」は「金30,057,875円」の誤りであることを指摘する。

5頁における第4の3のうち、「キッチンカーとして、自動車による「市内一円」(資料4)の営業承認しているのであり、」は認め、その余は否認ないし争う。

6頁における第4の5前文は認める。ただし、「資料2」は「資料1」、「第6条第2項」は「第7条第2項」である。

6頁における第4の5(1)のうち、「観光協会の営業時間は午後5時までであるが、「A」は午後9時迄営業（資料5－4頁）をしている。」は、「観光協会の営業時間」を「水辺のまちづくり館の開館時間」とし、「A」を「BBQ事業の営業時間」としたうえで認める。

6頁における第4の5(2)のうち、「観光協会は、毎週水曜日が定休日である。しかし、水曜日も、「A」の営業は行っている。」は、「Aの」を「BBQ事業の」としたうえで認める。

6頁における第4の5(3)のうち、「観光協会の…場所である。」は誤字を除き認め、その余は否認ないし争う。

6頁における第4の5(5)は否認ないし争う。

6頁における第4の6及び第4の7前文は認める。ただし、「(資料2)」は、「(資料1)」である。

6頁における第4の7(1)のうち、「令和5年…回答である。」は認め、その余は否認ないし争う。

6及び7頁における第4の7(1)ア)からカ)まで及び(2)は否認ないし争う。

7頁における第4の8前文のうち、「資料7－2行目」…(資料13)は認め、その余は否認ないし争う。

7頁における第4の8(2)のうち、「地方自治法第238条の4の規定…とあり、」は認め、その余は否認する。

(4) 第5の1(1)は判決文を引用している限りにおいて認める。

第5の1(2)は判決文を引用している限りにおいて認める。なお、引用されている判例の記載があっているのか疑義がある。

第5の1(3)は否認ないし争う。

(5) 第6の1(1)のうち、越谷市火災予防条例の引用の内容は誤字を除き認め、その余は否認する。

第6の1(2)1文目のうち、至る所かは別として人工芝に「黒い焦げがある」ことについては認め、その余は否認ないし争う。

第6の1(3)は否認ないし争う。なお、「(資料17)」は「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」であり、越谷市景観条例に係る資料は提出されていない。「越谷市景観条例(資料17)の中にあるエリアであり、」については、正しくは、「越谷市景観条例に基づき策定された越谷市景観計画により指定された越谷レイクタウン特定地区であり、」であると思われる。

(7) 第7の1(1)は誤字を除き認める。

- 第7の1(2)から(4)までは認否しない。
- (8) 第8の1は地方自治法の条文を引用する限りにおいて認める。
第8の1(2)は否認ないし争う。
第8の2及び3は否認ないし争う。
第8の4のうち、「令和元年7月…挙げられている。」は認め、その余は否認ないし争う。
第8の8(1)は認否しない。
第8の8(2)は認める。
第8の9のうち、2文目及び3文目は否認ないし争い、その余は特段争わない。
- (9) 第9の1及び2は認否しない。
第9の3は否認ないし争う。
第9の4及び6は否認ないし争う。なお、「便せん供与」は、これまでの文章から推察するに「便宜供与」と思われる。
第9の7は特段争わない。
第9の8(1)のうち、「同場所へ車で訪問した高齢住民が、公共駐車場にトレーラーが占有する事によって、駐車出来ない事もある。」は不知、その余は認める。
第9の8(2)は否認ないし争う。
- (10) 第10の1のうち、「使用目的として…挙げられている。」は誤字を除き認め、その余は否認ないし争う。
第10の2は否認ないし争う。

3 越谷市長の主張 (監査結果本文に掲載)

4 証拠書類 (監査結果本文に掲載)